

第1節 薬局の機能推進対策

【現状と課題】

現 状

- 1 薬局の状況と医療提供施設としての機能
 - 当医療圏内の薬局数は平成25年3月31日現在212施設、薬剤師数は平成24年12月31日現在749人で、人口対比では薬局数は県と同率で、薬剤師数は県よりやや低い状況です。(表10-1-1)
 - 休日・夜間における調剤による医薬品等の供給について、地域ごとに差があります。
 - 高齢化が進む中、在宅医療に関わる薬局の環境整備が十分ではありません。
 - 麻薬小売業者の免許件数は、平成25年3月31日現在124施設で、58.5%の薬局が免許を取得しています。(表10-1-2)
 - 薬局における安全管理指針及び医薬品安全使用・管理のための業務手順書が各薬局に整備されるようになりました。
- 2 情報提供と相談体制
 - 医薬品の副作用・有効性等について、消費者の意識が年々高まってきています。
 - 薬局からの報告により薬局機能情報をまとめた形でインターネットに公表しています。
 - 地域に密着した「かかりつけ薬局」の定着が十分とは言えません。
 - お薬手帳の活用を普及していく必要があります。

課 題

- 医療圏あるいは地区単位で薬局が連携して、休日・夜間における調剤による医薬品等の供給体制を構築する必要があります。
- 在宅医療を行う診療所や訪問看護ステーション・居宅介護支援所等との連携のもと、訪問薬剤管理指導業務を通じて在宅医療の充実を図る必要があります。
- 終末期医療への貢献として、麻薬小売業者の免許を取得し、医療用麻薬の供給が適切・円滑にできる体制整備が必要です。
- 業務手順書を薬局の従事者に周知させる等医薬品安全管理体制の整備を支援する必要があります。
- 消費者が一般用医薬品を適正に選択し、正しく使用できるような情報を提供するため、研修等を通じ薬剤師の知識と自覚を高め、薬剤師による相談体制の更なる充実を図る必要があります。
- 患者さんのプライバシーの確保を図る必要があります。
- 薬局機能情報の更新を適切に行い、情報の精度を高めていく必要があります。
- いろいろな機会をとらえ「かかりつけ薬局」の定着とお薬手帳の一層の普及を図る必要があります。

【今後の方策】

- 薬局が「医療提供施設」として位置づけられたことから、地域における医療連携体制の中で、調剤を中心とした医薬品や医療・衛生材料等の提供拠点の役割をこれまで以上に担う必要があります。
- 薬局が薬局機能に関する情報を積極的に開示するよう推進します。
- 薬局が医療連携体制へ積極的に参画できるよう支援していきます。
- 地域の薬局が、輪番制等の方法による休日・夜間における医薬品等の供給を行う体制整備の充実を図っていきます。
- 医薬品市販後安全対策の一つとして、薬局から国への副作用情報等の報告を積極的に実施

するよう推進します。

- 安全管理指針及び安全使用・管理のための業務手順書の定着を促進して、薬局の資質向上を図るとともに安全管理体制を構築していきます。
- 公衆衛生・地域医療の拠点となる「かかりつけ薬局」を育成し、住民への普及・定着を図ります。
- 消費者向け講習会の開催、各種団体との連携及びお薬手帳の一層の普及により、お薬手帳の活用や医薬品の適正使用に関する啓発活動に積極的に取り組みます。
- 薬剤師の研修体制の充実を図るため、生涯教育に対する事業等を支援していきます。
- 禁煙サポート等の県民の健康づくりを支援する薬局の拡大を図っていきます。
- 薬局における患者・消費者のプライバシーが確保される相談の環境整備の推進を図っていきます。
- 終末期医療への貢献として、在宅医療への取り組みの中で、地域の訪問看護ステーション等関連職種との連携推進を支援します。

表 10-1-1 薬局及び薬剤師数

	薬 局		薬剤師数	
	施設数	人口万対	人 数	人口万対
尾張西部医療圏	212	4.1	749	14.5
愛知県	3,055	4.1	13,202	17.8

資料：愛知県衛生年報

注：薬局数は、平成 25 年 3 月 31 日現在。薬剤師数は、平成 24 年 12 月 31 日現在。
 薬剤師数の人口万対は、平成 24 年 10 月 1 日の人口に対して算定。

表 10-1-2 尾張西部医療圏における薬局数と麻薬小売業者の免許件数の推移

	各年 3 月 31 日現在				
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
薬局数	192	199	206	205	212
麻薬小売業者数	108	108	111	114	124
取得比率(%)	56.3	54.3	53.9	55.6	58.5

資料：愛知県衛生年報